

# 令和5年度第1回京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会 議事録

～開会

～会長あいさつ

## 1. 議事1 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について

～事務局から資料2、資料3に基づき説明

### 【委員】

成年後見ステーションとして、障がいをお持ちの方の相続や負債が絡む相談が多い傾向ということだが、相続、負債など、一つの事件として解決するという形では足りないのか？保佐人や後見人を選任する必要性についての判断はどうしているのか。

### 【事務局】

判断能力が低下している故にご自身の財産を適切に管理できない、その結果、負債が膨らみ今後の生活が成り行かない。そういった背景がある方は本人の生活を維持していくために成年後見制度の利用を見据えた形で検討する。

相続や負債の問題もあるが、今後の本人の安定した生活の維持を考えると、抱えている事案だけを解決しても本質にある課題解決にはならないことから成年後見制度の利用が不可欠であるという判断になる。しかし、ご本人が金銭を管理されることについて拒否される等の理由で支援が進まない場合、成年後見ステーションにおいて、どういう形で進めたらいいかという検討になることが多い。

### 【会長】

今の説明だとスポット的、法律的な課題の解決だけでは長期的な生活を見据えた時に難しく、制度利用の検討に至っている事案が多いということになる。そういった事案を積み上げていくのは大事かと感じる。

### 【委員】

昨年度、アルプラザ京田辺で成年後見の周知啓発事業を開催されたが、そこに行かれた障害を抱えた子の父親が、実際に後見の手続きに繋がったケースがあり、その後、実はお母様も認知症があり、地域包括支援センターにも繋がったと

いう良い事例があった。

資料2に記載の制度利用に対する拒否や意思決定支援の難しさでは、私たち相談員も難しい課題だと思っている。例えば意思形成支援や、意思を表出してもらうための支援をどう取り組んでいくかが課題になっている。

12月に障がいの相談支援員を対象に同志社大学の鈴木先生にお願いし、意思決定支援の研修を行う予定である。

#### 【会長】

後見制度のガイドラインでは意思決定支援会議にご本人も参加することを理想としているが、なかなか簡単にはいかないということもあるかと思う。

研修についても障がい分野だけでなく後見センターや関係者の方も参加できればよいと思う。

#### 【委員】

前回の協議会において、施設や病院などの他職種に対しての周知が必要であるとお話させていただいたが、自分たちが現場に関わっていくなかで三つのパターンがある。

一つ目は今すぐにでもどうにかしないといけないケース、二つ目は、今は必要ないが今後どうしたらいいのかと相談されるケース、三つ目は、家族は必要と思っても本人の拒否でなかなか前に進めないケースがあると感じる。

まさに今すぐに必要という時に家族や本人がなかなか一歩踏みだせないという場合もある。前回、医師に相談してもまだ必要ないと言われた話をしたが、医師や施設の職員等身近な支援者から手続きや進め方について何かアドバイスができればまた変わっていくのかと感じている。

一般市民の方に対して周知するイベントはあるが、専門職の方に対してもそういうものがあるとよい。今後のためにそういった情報を収集しておきたいという方は是非ともそういうところにご参加いただきたい。

また、ご本人の拒否という中にはご本人だけではなく、家族の中でも意見が分かれるというケースも多々ある。例えば同居の方は必要と思っても、別居している方がまだ必要ない、しっかりしているのになぜそんなことを言うのかと家族間でトラブルになるケースもある。そういった場合も今後どのように調整していけばいいのか支援者の中では課題になっている。

#### 【会長】

他市では専門職派遣のような仕組みを作っていて、たとえば今の事例のような時に法律専門家などチームに対して専門職の方を派遣するということをして

いる。第三者が入ることで整理ができたり説得できたりすることもあると聞く。今すぐというわけではないが、そんな方策も少し検討してみてはどうかと思う。

**【委員】**

権利擁護だったり成年後見だったりという名前は知っていても、実際どうしたらいいのか、管理してもらうのにはお金がどれぐらいかかるのか、自由に使えなくなってしまうのかなど、専門家の方々からしたら初歩的な内容の疑問を前提として持っている。そういったところを教えていただけたら、本人に関わる支援者も本人に対してわかりやすくお伝えしていけるようになるかと思う。

**【委員】**

成年後見ステーションでは専門職向けの研修を9月28日に開催を予定されており、講師として制度について講義する。初心者向けで基礎編の研修のため、今お話しいただいた疑問なども盛り込んでいこうと思う。

**【会長】**

適切な段階で申し立てをすることがすごく大事だと思う。ぜひ周知を進めてもらいたい。

**【委員】**

資料2の一時相談窓口対応数の相談者別対応件数の中の関係機関について、具体的に教えていただきたい。

**【事務局】**

本人、家族、その他以外の関係機関という区分けであり、関係機関は本人に関わる支援の方、全てを含んでいるため、例えば診断書作成のための受診調整ということであれば医療機関、福祉サービスを利用されている方で、その事業所と必要な調整がある場合はそれも対象になる。また、権利擁護事業が絡む場合は、社会福祉協議会なども含まれ、いわばご家族や親族以外でご本人に関わっている支援機関の方、全てが含まれる形となっている。

**【会長】**

高齢者だとケアマネージャーも該当するか。

**【事務局】**

おっしゃるとおり。ケアマネージャーの方から相談が入ることも多く、調整の

やりとりは多い。主に申立てに向けた相談や支援が多いので、医療機関との連携も比較的多くなっている。

【会長】

地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどに入ってきた相談ということでよいか？

【事務局】

そのとおり。

【会長】

長期的な課題かもしれないが、いわゆる早い段階でということになってくると、任意後見制度などもどのように周知していくか今後は大事になってくると思われる。その辺りは今後の課題ということでよいか。

【事務局】

任意後見制度の周知は、第二期の計画でも重点的な取り組みとして挙げられているが、本市においては、まずは制度を知っていただくために法定後見についての周知啓発を実施している。今後は任意後の周知も必要だと考える。

ただニーズとして把握できておらず、支援の実績も経験も法定後見に比べて少ないので、まずは一時相談窓口の中で任意後見についての知識をしっかりと固めた上で、周知に向けて取り組んでいきたいと思っている。

## 2. 議事2 京田辺市成年後見制度利用促進事業にかかる取り組みについて

～事務局より説明

【会長】

どのような角度からでも結構なのでご質問をお願いします。

京田辺市だけでなく、他の地域の状況などご紹介いただければ。

【委員】

山城北保健所綴喜分室は、宇治にある山城北保健所の組織の一部のため、山城北圏域内の状況となるとなかなかすべてを把握できていない。山城北保健所に状況確認したところ、山城北保健所圏域で、権利擁護のネットワーク会議に委員

という形で参加しているのは、京田辺市しかないということがわかった。圏域内で山城北保健所としてあまり把握できていないというのが実態にある。

#### 【委員】

山城南圏域の方が動きはある。例えば精華町はいち早く取り組み、木津川市では、市社協が4月から法人後見を開始した。また、木津川市の試みとして周知活動のなかで、公団のUR職員向けの成年後見制度の研修を何度か実施されている。

京田辺にあてはめると、市には府営団地があるので、公団公社の後見の研修、管理をされる管理事務所の方など、そういった方々にも早い段階でのキャッチという意味で、アプローチされてもいいのかと感じる。あとは金融機関や、商工会議所など、商工会議所はいろいろな企業が参加しているので、そういった方々や、民生委員の方も対象になる。やはり周知になる。繰り返し取り組んでいく中でやっと・・・ということになるので、そういったところもアプローチに加えていただきたい。

#### 【会長】

事務局としてはどうお考えか。

#### 【事務局】

支援者の方に向けて早期発見、早期の対応ということとさせていただくのと同様に、地域の中でも早くアプローチに繋がるように今後検討していきたい。

#### 【オブザーバー】

京都府の状況としては、成年後見の取り組みについて、山城北圏域は府内の中でも遅れている。その中でも京田辺市は非常に頑張っていて、ここまで作り上げてきた経過があり、山城北圏域では一番引っ張っていただいている。

山城南圏域は精華町や木津川市、それ以外にも和束町なども動き始めており、残る町村も協議を行っているなど全体的に動きがある。

山城北圏域が何も動いていないというわけではなく、八幡市では勉強会を開始されている。宇治市でもNPOと市が意見交換を開始している。久御山町や井手町においても形として動き出すにはもう少し時間がかかるが検討を始めている。そういった意味では京田辺市が引っ張る形になるだろうと思っている。

全体的には山城北圏域と乙訓圏域が遅れている部分があるが、これは地域性もあると考える。困り感がないというところもあったり、なかなか人材がいなく状況があったり、色々な課題をそれぞれ抱えている。今後取り組みを進めていく上で各市町村と意見交換をしながら取り組んでいこうと思っている。

### 【会長】

京田辺市は一生懸命取り組んでいるということで、北圏域の他の市町村も引張っていく役割があるかと思う。是非色々進めていただきたい。

### 【委員】

民生委員は3年ごとに改編があり、理解するまでに時間を要するため、その辺りが難しいところかと思う。実際に民生委員に直接相談というのはあまりない。それまでに各相談窓口で相談されて機能していると思う。

認知症など、ちょっとおかしいなと思った時にはもう遅い段階になっている場合もある。高齢化率50パーセント以上の地域もあり、家族と一緒に住んでいない方もおられるのでそういう制度も必要かと思う。委員がこの制度を知り、「つなぐ」という意味でもう少し上手に説明し、相談機関につなげることができたらいいなと話をして聞いた。

### 【会長】

周知と言ってもやみくもにというよりはこの人たちこういうことを知ってもらえたらという風に取り組んでいければ効果的ではないかと感じた。

### 【委員】

平面的に広げていくことがすごく大事であると同時に、立体的に、ここにはこれをお願いするみたいな形で取り組みを進められるとよいと思う。例えば高齢の場合には消費生活相談がとても役立つし、障がいの場合は警察の協力が不可欠だと思う。障がいの有無に限らず全員に共通することだが、他者への加害の可能性はある。10年以上前にあった刑事事件で明らかに障がいを持っているが、医療観察には行かず、刑事事件で処理された。その方は数年後、親を殺してしまうという事件が起こったが、医療観察になれば違っていたのではないかと思う。警察の生活安全課だけでなく、刑事課との間でも「これは対応が必要だ」ということが申し入れることができるような関係性の構築が重要。関係性の構築が不十分だと、「福祉のほうで頑張ってください。」という押し付けのようなことが起こりかねないので、そういったところが大事か考える。

公表されているウェブサイトを確認していただいたらわかるが、消費者被害の過半数が高齢者になっている。これは把握されたものだけでそれだけの数があるので、把握されていないものとなるともっと数が大きくなると思う。

消費者被害による消費者保護という点でいうと、被害額の点で弁護士費用を考えたらそれに見合わないという案件が多いため、申し訳ないが役に立たない弁護士がほとんどである。現状は、消費者保護委員会などで志ある弁護士が頑張

って消費者保護をしている。

実感として、消費生活相談センターや国民生活センターは経験値も高く、実践的な解決実績もあり、すごく役に立つと思う。そういったことを踏まえ、ただ周知するだけでなく、課題解決のため必要な機関を巻き込むことができれば良い。

**【会長】**

今の時点で消費生活の部門との連携はどうか。

**【事務局】**

消費生活センターは庁舎内にあるため、相談の内容によって必要に応じて連携している。また昨年度、アルプラザにおいて権利擁護の啓発事業を実施した際は、消費生活センターにも協力していただき、消費生活センターの啓発も行った。

**【会長】**

統計というのは騙されたことを本人がわかっている場合だけの想定なのか。

**【委員】**

ご指摘のとおり。深刻な被害を受けたものもある。75歳以上では家族からの申告がほとんどで、本人は騙されていることに気づいていない。

**【会長】**

判断能力が不十分な方を狙ってビジネスが成り立つこと自体が許せないが、そういう実態があるので、防ぐことはすごく大事だと思う。

消費生活センターや警察との連携といった意見もあったが、そちらについても検討をお願いしたい。

もう一つ、第二期計画では、日常生活自立支援事業から後見制度への移行がテーマになっているが社協の権利擁護からの移行についてはどうなっているか。

**【事務局】**

市社会福祉協議会において権利擁護事業を実施していただいております、さらに後見ステーションの一次相談窓口としても対応していただいているため、権利擁護事業から成年後見に移行することになった場合などは必要に応じて連携していく。中核機関として定期的に情報共有をしている。

**【委員】**

いかに必要な人に制度を利用してもらうか、また、それを地域に浸透していた

だくことが課題だと思う。診察している中でも、なかなか進まずあとになるにつれ問題が大きくなっていくというケースも見かけられる。

【会長】

医師会や医療機関の皆様と連携して早期の段階で対応することはすごく大事だと思う。

【オブザーバー】

市においても国が示している重層的相談の仕組みづくりの問題、認知症であれば、認知症大綱によるチームオレンジ等の整備など、それぞれ別の担当が動いているところがあって、バラバラにKPIなど作られているが、それぞれの根底のところには権利擁護支援という一致するものがあるので、重層的な取り組みについても京田辺市は検討されているということだけは聞いているが、全体が権利擁護支援であるということのを土台にしながら進めていただきたい。

あと一点、任意後見について、公証人役場が市町村と連携を図りたいということで強く府に要求をされて、先日、府で研修会をしたがとても分かりやすかった。そういう場も今後検討していただきたい。

【会長】

公証人役場のほうから京都府の協議会に入れてほしいと要請があるということで、すごく前向きな方が来てくださっている。是非お話も聞いていただきたいと思う。

重層的支援体制整備事業について、京田辺市は実施に向けて検討されていて、たまたま同じ課が担当されているので、この課だけでやっているような感じもしないでもない。ぜひ立体的に取り組みを進めて欲しいと思う。

【オブザーバー】

裁判所の立場から言うと、こじれたり、ややこしい状態になったりして申し立てに至るケースが少なからずある。その場合は後見を開始した後も様々なトラブルが起きてしまうこともあるので、早い段階でアプローチして適切に申し立てしていただければいいかと思う。

意識決定の話においては、後見が始まったあとも意思決定支援は大事で、裁判所は財産管理や不正をしていないかという点を見ることが多いが、裁判所も本人の最終意思決定支援を重視している。主に親族後見人が選ばれた際は、後見人の説明とともに意思決定支援について意識や理解をしてもらうようにしている。

【会長】

裁判所との連携は重要であり、今後も協力をお願いしたい。  
事務局から他に審議する事項やお知らせすることなどはあるか。

～ なし

【会長】

本日の議事については全て終了しましたので、これで終了したいと思います。  
ありがとうございました。

～事務局より閉会のあいさつ

以上